

23人の審査結果を答申

水俣病審査会

知事、きょうにも認定

救済法の趣旨に沿って

熊本・鹿兒島両県公害被害者認定審査会(徳臣晴比古会長)は、さる二日の審査会で審査した申請患者二十三人(熊本二十人、鹿兒島三人)の診察結果を五日沢田・熊本、金丸・鹿兒島両県知事に答申した。熊本県は六日にも認定する方針。

審査会は四日に答申することにしていたが、診察結果の整理に手間取り、五日の答申となった。

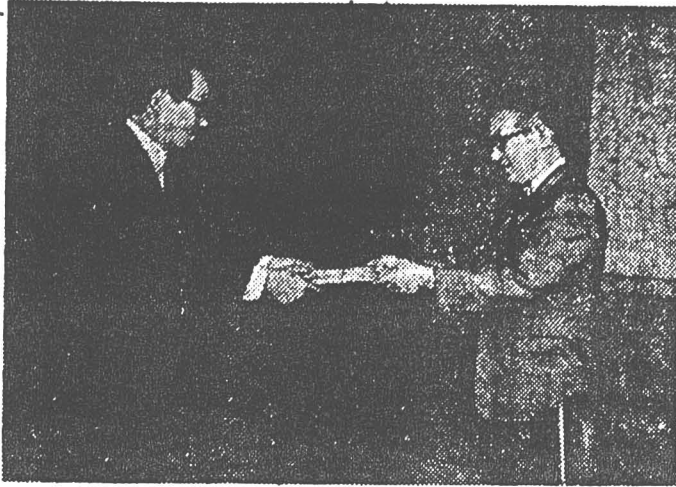
この日は徳臣会長が沢田知事をたずね、知事応接室で答申書を手

渡したが、徳臣会長は答申後「今回の審査は審査結果をそのまま答申するだけでよかったですので、従来よりやりやすかったです」と語った。一方沢田知事は、答申を受けた

あと記者会見し、「今回の答申の中には、行政不服審査を申し立てていた患者も含まれているので、なるべく早く結論を出したい。で

きれば六日にも認定したい。認定に当たっては救済法の趣旨に沿っていくつもりだ」と述べた。答申内容については、患者の秘

密に開示する事項として明らかにされなかったが、有機水銀の影響についての委員の判断にはかなりのバラつきがあったという。このため最終的には知事の裁量にまかされることになったが、これを沢田知事がどのように裁量するか、認定結果が注目される。



沢田知事に答申書を手渡す徳臣会長(右)